

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 7 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700071号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700139号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成9年11月16日、資格喪失日を同年12月16日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成9年11月16日から同年12月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年11月16日から同年12月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年11月15日から平成10年1月15日まで

私は、請求期間にA社に勤務し、商品の配送業務に従事したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務期間のうち1か月分の給与明細書を所持しているが、厚生年金保険料が給与から控除されているので、請求期間の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成9年11月16日から同年12月15日までの期間については、請求者から提出された「A(株)」「09年12月分」と記載のある給与明細書及び事業主の回答によるA社の平成9年12月に支給された給与の計算期間から、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の給与明細書において「厚生年金」の欄に「19,085」の記載が確認できるところ、事業主は、平成9年12月25日に支給した給与から同年11月分の厚生年金保険料1万9,085円を控除したものである旨回答している。

これらのことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は平成9年11月16日、資格喪失年月日は同年12月16日であると認められ、当該期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構からの回答による資格取得時の標準報酬月額及び給与明細書で

確認できる厚生年金保険料控除額から 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の平成 9 年 11 月 16 日から同年 12 月 16 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 9 年 11 月 15 日及び同年 12 月 16 日から平成 10 年 1 月 15 日までの期間については、請求者は給与明細書等の資料を所持していない上、A 社の事業主は、請求者の当該期間における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない旨回答している。

また、A 社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できないほか、同社における厚生年金保険被保険者期間が請求期間と重複する 26 名に対して、請求者の勤務期間について照会を行ったところ、17 名から回答があったが、請求者の勤務期間を具体的に記憶している者はいなかつた。

このほか、請求者の請求期間のうち平成 9 年 11 月 15 日及び同年 12 月 16 日から平成 10 年 1 月 15 日までの期間における請求者の勤務実態並びに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち平成 9 年 11 月 15 日及び同年 12 月 16 日から平成 10 年 1 月 15 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。